

盛岡市国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額の減額について

令和4年2月10日

市 民 部

1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い盛岡市市税条例を改正し、国民健康保険税の納税義務者に対して課する被保険者均等割額のうち、未就学児につき算定した被保険者均等割額を減額しようとするもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の均等割額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分で構成されており、そのうち未就学児に賦課されている医療分・後期高齢者支援金分について、それぞれ5割減額する。

(1) 未就学児に係る均等割額の減額規定の内容

医療分 22,000 円を 11,000 円に、後期高齢者支援金分 6,200 円を 3,100 円に減額する。

なお、低所得者軽減対象世帯（2・5・7割軽減）の減額については表のとおり。

【改正後の均等割額（年額）】※（ ）内は現行の額

	医療分	後期高齢者支援金分
軽減なし	11,000 円 (22,000 円)	3,100 円 (6,200 円)
2割軽減	8,800 円 (17,600 円)	2,480 円 (4,960 円)
5割軽減	5,500 円 (11,000 円)	1,550 円 (3,100 円)
7割軽減	3,300 円 (6,600 円)	930 円 (1,860 円)

(2) その他必要な規定の整備を行う。

3 対象者数等

(1) 対象未就学児数 1,190 人（令和3年11月時点での推計）

(2) 影響額及び財源内訳（かかる費用のうち、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担）

影響額	負担割合		
	国交付額	1/2	5,826,390円
11,652,780円	県交付額	1/4	2,913,195円
	市負担分	1/4	2,913,195円

※市町村負担分に対しては地方交付税措置あり。

4 施行期日

令和4年4月1日